

平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第32号

平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第77号。以下「改正給与条例」という。）附則第2項から第4項まで及び市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第78号。以下「改正給与等条例」という。）附則第2項から第4項までの規定に基づき、平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(調整額の特例)

第2条 改正給与条例附則第2項の人事委員会規則で定める減額改定対象職員は、減額改定対象職員（同項に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）について同項の規定により算出される平成23年12月の期末手当の額が、同年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は減額改定対象職員以外の職員から減額改定対象職員となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日。以下「給与条例算定基準日」という。）において当該減額改定対象職員が受けていた号給が同じ職務の級に属する減額改定対象職員以外の職員が受ける最高の号給であったものとみなして改正給与条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第38条第2項（同条第3項、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第79号）による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付職員条例」という。）第6条第2項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第80号）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第43条第1項から第3項まで、第5項若しくは第8項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号。以下「外国派遣条例」という。）第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号。以下「公益的法人派遣条例」という。）第4条の規定により算出した場合における同年12月の期末手当の額を超えない職員（以下「給与条例特例職員」という。）とする。

2 改正給与条例附則第2項の人事委員会規則で定める額は、給与条例特例職員について改正給与条例による改正前の給与条例第38条第2項（同条第3項、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第79号）による改正前の任期付職員条例第6条第2項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第80号）による改正前の任期付職員条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第43条第1項から第3項まで、第5項若しくは第8項、外国派遣条例第4条第1項又は公益的法人派遣条例第4条の規定により算定される平成23年12月の期末手当の額から、給与条例算定基準日において当該給与条例特例職員が受ける号給が同じ職務の級に属する減額改定対象職員以外の職員が受ける最高の号給であったものとみなして算出されることとなる同月の期末手当の額を減じた額に相当する額とする。

3 改正給与等条例附則第2項の県人事委員会規則で定める減額改定対象職員は、減額改定対象職員について同項の規定により算出される平成23年12月の期末手当の額が、同年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は減額改定対象職員以外の職員から減額改定対象職員となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日。以下「給与等条例算定基準日」という。）において当該減額改定対象職員が受けていた号給が同じ職務の級に属する減額改定対象職員以外の職員が受ける最高の号給であったものとみなして改正給与等条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第29条第2項（同条第3項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第80号）による改正後の任期付職員条例第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

む。)及び第4項から第6項まで若しくは第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第8項、外国派遣条例第4条第1項又は公益的法人派遣条例第4条の規定により算出した場合における同年12月の期末手当の額を超えない職員(以下「給与等条例特例職員」という。)とする。

4 改正給与等条例附則第2項の県人事委員会規則で定める額は、給与等条例特例職員について改正給与等条例による改正前の給与等条例第29条第2項(同条第3項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成23年岩手県条例第80号)による改正前の任期付職員条例第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第8項、外国派遣条例第4条第1項又は公益的法人派遣条例第4条の規定により算定される平成23年12月の期末手当の額から、給与等条例算定基準日において当該給与等条例特例職員が受ける号給が同じ職務の級に属する減額改定対象職員以外の職員が受ける最高の号給であったものとみなして算出されることとなる同月の期末手当の額を減じた額に相当する額とする。

(減額改定対象職員となった者の改正給与等条例附則第2項第1号及び改正給与等条例附則第2項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第3条 改正給与等条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成23年4月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正給与等条例第1条の規定による改正後の給与等条例第38条第1項後段又は第43条第8項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「給与等条例基準日」という。)までの期間の全期間が職員(給与等条例第42条に規定する職員を除く。以下同じ。)として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

- (1) 給与等条例の適用を受ける職員
- (2) 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和35年岩手県条例第29号)又は企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和35年岩手県条例第32号)の適用を受ける職員(以下「企業職員」という。)
- (3) 給与等条例第43条の2の規定の適用を受ける職員
- (4) 特別職に属する県の職員

2 改正給与等条例附則第2項第1号の県人事委員会規則で定めるものは、平成23年4月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正給与等条例第1条の規定による改正後の給与等条例第29条第1項後段又は第33条第8項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「給与等条例基準日」という。)までの期間の全期間が職員(給与等条例第36条に規定する非常勤の講師を除く。以下同じ。)として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

- (1) 給与等条例の適用を受ける職員(第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 企業職員
- (3) 給与等条例第43条の2の規定の適用を受ける職員
- (4) 特別職に属する県の職員

3 改正給与等条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成23年4月2日(同日から給与等条例基準日までの期間において新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。))がある場合は当該日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から給与等条例基準日までの期間における減額改定対象職員(以下「給与等条例減額改定対象職員」という。)となった日のうち最も早い日とする。

4 改正給与等条例附則第2項第1号の県人事委員会規則で定める日は、平成23年4月2日(同日から給与等条例基準日までの期間において新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて第2項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。))がある場合は当該日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から給与等条例基準日までの期間における減額改定対象職員(以下「給与等条例減額改定対象職員」という。)となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正給与条例附則第2項第1号及び改正給与等条例附則第2項第1号の月数の算定)

第4条 改正給与条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間（給与条例基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成23年4月1日から給与条例基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、給与条例基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、同項第1号又は第2号に掲げる者（以下「給与等条例職員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち給与等条例職員等として勤務した期間（以下「給与等条例職員等期間」という。）を除く。）
- (2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。以下同じ。）、専従休職期間（法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。以下同じ。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。以下同じ。）、外国派遣期間（外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。以下同じ。）、公益的法人派遣期間（公益的法人派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。以下同じ。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間をいう。以下同じ。）、育児短時間勤務等期間（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。以下同じ。）若しくは自己啓発等休業期間（法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしていた期間をいう。以下同じ。）又は給与等条例職員等期間におけるこれらに相当する期間
- (3) 法第29条の規定により停職にされていた期間（以下「停職期間」という。）又は給与等条例職員等期間におけるこれに相当する期間
- (4) 法第26条の2第1項若しくは育児休業法第19条第1項の規定による承認若しくは法第38条第1項の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間若しくは職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第16条第3項の規定により給与を減額された期間（以下「給与減額期間」と総称する。）又は給与等条例職員等期間におけるこれらに相当する期間
- (5) 給与条例第31条の規定により給与を減額された期間又は給与等条例職員等期間におけるこれに相当する期間
- (6) 給与条例減額改定対象職員以外の職員であった期間又は給与等条例職員等期間におけるこれに相当する期間

2 改正給与等条例附則第2項第1号の県人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間（給与等条例基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成23年4月1日から給与等条例基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第2項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、給与等条例基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月から施行日の属する月の前月までの間の月の中途において、同項第1号又は第2号に掲げる者（以下「給与条例職員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち給与条例職員等として勤務した期間（以下「給与条例職員等期間」という。）を除く。）
- (2) 休職期間、専従休職期間、大学院修学休業期間、外国派遣期間、公益的法人派遣期間、育児休業期間、育児短時間勤務等期間若しくは自己啓発等休業期間又は給与条例職員等期間におけるこれらに相当する期間
- (3) 停職期間又は給与条例職員等期間におけるこれに相当する期間
- (4) 給与減額期間又は給与条例職員等期間におけるこれに相当する期間

(5) 給与等条例第27条の規定により給与を減額された期間又は給与条例職員等期間におけるこれに相当する期間

(6) 給与等条例減額改定対象職員以外の職員であった期間又は給与条例職員等期間におけるこれに相当する期間

3 改正給与条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 第1項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月

(2) 第1項第3号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額（給与等条例職員等期間のある月にあっては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正給与条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.49を乗じて得た額（第7条において「改正給与条例附則第2項第1号基礎額」という。）に満たないもの

4 改正給与等条例附則第2項第1号の県人事委員会規則で定める月数は、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 第2項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月

(2) 第2項第3号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額（給与条例職員等期間のある月にあっては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正給与等条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.49を乗じて得た額（第7条において「改正給与等条例附則第2項第1号基礎額」という。）に満たないもの

（改正給与条例附則第2項第2号及び改正給与等条例附則第2項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第5条 改正給与条例附則第2項第2号の人事委員会規則で定める者は、平成23年6月1日において給与条例減額改定対象職員であった者のうち、同日から給与条例基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第3条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

2 改正給与等条例附則第2項第2号の県人事委員会規則で定める者は、平成23年6月1日において給与等条例減額改定対象職員であった者のうち、同日から給与等条例基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第3条第2項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

（人事交流等により引き続き新たに職員となった者についての特例）

第6条 改正給与条例附則第3項及び同項の規定により読み替えて適用する改正給与条例附則第2項の人事委員会規則で定める者は、給与等条例職員等とする。

2 改正給与等条例附則第3項及び同項の規定により読み替えて適用する改正給与等条例附則第2項の県人事委員会規則で定める者は、給与条例職員等とする。

3 改正給与条例附則第3項の人事委員会規則で定めるもの及び改正給与等条例附則第3項の県人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

4 改正給与条例附則第3項の規定により読み替えて適用する改正給与条例附則第2項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、給与等条例職員等に係る給与に関する条例、規程等の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。この場合においては、給与等条例職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における給与条例基準日に相当する日とみなす。

5 改正給与等条例附則第3項の規定により読み替えて適用する改正給与等条例附則第2項の権衡を考慮して県人事委員会規則で定める額は、給与条例職員等に係る給与に関する条例、規程等の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。この場合においては、給与条例職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における給与等条例基準日に相当する日とみなす。

（端数計算）

第7条 改正給与条例附則第2項第1号基礎額若しくは改正給与等条例附則第2項第1号基礎額又は改正給与条例附則第2項第2号若しくは改正給与等条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成21年岩手県人事委員会規則第32号）は、廃止する。